

主な指摘事項【介護老人保健施設】

区分	項目	内容	件数
運営	入退所	・入所申込者の入所において、優先的に入所させる優先順位名簿等が作成されていないため、優先的に入所した利用者の順位を確認することができなかつたので、入所順位名簿等を作成し、その優先とした理由を明確にし選定委員会の議事録等に明記すること。	1件
運営	介護保険施設サービスの取扱方針	・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ・身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施すること。	1件
運営	勤務体制の確保等	・一部の従業者の雇用契約書について、就業場所や職種の記載が不明確なものや兼務関係の記載のないものが散見されたため、これらを明記した雇用契約書や辞令書等を発出するなどして、その勤務体制を明確にすること。	1件
運営	衛生管理等	・感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を年2回以上実施すること。	1件
運営	事故発生の防止及び発生時の対応	・事故が発生した場合（ヒヤリハットを含む）に、当該事実の報告及びその分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。 ・事故発生の防止のための研修を年2回以上実施すること。	1件

計5件